

改正後	改正前
日本農林規格JAS1794：2025 生産情報公表牛肉Beef with production details 1（略） 2引用規格この規格には、引用規格はない。 3用語及び定義この規格で用いる主な用語及び定義は、次による。 3.1生産情報牛肉の生産に係る次に掲げる情報 a)・b)（略） c)管理者の氏名又は名称、住所及び連絡先並びにその管理の開始の年月日（<u>認証生産行程管理者等の情報を公表する場合にあっては、当該認証生産行程管理者等の氏名又は名称、住所及び連絡先並びに管理者の氏名又は名称及び住所並びに管理の開始の年月日</u>） d)・e)（略） f)牛の種別 g)（略） h)管理者が給餌した飼料の名称 i)管理者が使用した動物用医薬品の薬効別分類及び名称 注釈 1 f)の牛の種別については、<u>簡条 4</u>に示す。 注釈 2 i)の薬効別分類については、<u>簡条 5</u>に示す。 3.2管理者牛の所有者<u>その他の牛</u>を管理する者 注釈 1 <u>管理者は、実質的に生産に関わった者が該当するほか、生産情報公表特定牛肉にあっては、輸入業者が考えられる。</u> 3.3認証生産行程管理者等 認証生産行程管理者又は認証外国生産行程管理者	日本農林規格JAS1794：2019 生産情報公表牛肉Beef with production details 1（略） （新設） 2用語及び定義この規格で用いる主な用語及び定義は、次による。 2.1生産情報牛肉の生産に係る<u>次の情報</u>。 a)・b)（略） c)管理者 <u>(2.2)</u> の氏名又は名称、住所及び連絡先並びにその管理の開始の年月日〔<u>認証生産行程管理者又は認証外国生産行程管理者の情報を公表する場合にあっては、当該認証生産行程管理者又は認証外国生産行程管理者の氏名又は名称、住所及び連絡先並びに管理者 (2.2) の氏名又は名称及び住所並びに管理の開始の年月日</u>〕 d)・e)（略） f)牛の種別 注記 <u>牛の種別については、簡条 3 に示す。</u> g)（略） h)管理者 <u>(2.2)</u> が給餌した飼料の名称 i)管理者 <u>(2.2)</u> が使用した動物用医薬品 <u>(2.3)</u> の薬効別分類及び名称 注記 薬効別分類については、<u>簡条 4</u>に示す。 2.2管理者牛の所有者<u>その他牛</u>を管理する者。 （新設）

3.4

動物用医薬品

医薬品、医療機器等の品質、有効性及び安全性の確保等に関する法律（昭和 35 年法律第 145 号）第 83 条第 1 項の規定によって読み替えて適用される第 49 条第 1 項の規定によって農林水産大臣が指定する医薬品並びに同法第 83 条の 4 第 1 項又は第 83 条の 5 第 1 項の規定によって使用者が遵守すべき基準が定められた医薬品

3.5

生産情報公表牛肉

生産情報公表特定牛肉及び生産情報公表輸入牛肉

3.6

生産情報公表特定牛肉

特定牛肉のうち、6.1及び7.1の要求事項に適合するもの

3.7

生産情報公表輸入牛肉

特定牛肉以外の牛肉のうち、6.2及び7.2の要求事項に適合するもの

3.8

特定牛肉

牛の個体識別のための情報の管理及び伝達に関する特別措置法（平成 15 年法律第 72 号。以下“牛トレサ法”という。）第 2 条第 3 項に規定するもの

3.9

外注管理

生産行程の管理の一部を外部の者に委託して行わせること

3.10

個体識別情報

牛の個体を識別するために必要な番号等

3.11

荷口番号

6.2 b)の規定によって荷口ごとに生産情報を公表している場合における当該荷口を識別するために必要な情報

4 牛の種別

牛の種別は、次による。

a)～d) (略)

e) a)と b)との交雑によって生じた種 [この種と a)又は b)との交雑によって生じた種を含む。]

f) 和牛間交雑種 a)～d)の種間の交雑によって生じた種 [この種と a)～e)との交雑によって生じた種を含み、e)を除く。]

g) 肉専用種 牛肉の生産を目的として飼養される牛であって親の牛が h)～j)の牛でないものの種 [a)～f)及び k)を除く。]

h)・i) (略)

j) 乳用種 その雌牛が専ら搾乳を目的として飼養される牛の種 [h)及び i)を除く。]

2.3

動物用医薬品

医薬品、医療機器等の品質、有効性及び安全性の確保等に関する法律（昭和 35 年法律第 145 号）第 83 条第 1 項の規定により読み替えて適用される第 49 条第 1 項の規定により農林水産大臣が指定する医薬品並びに同法第 83 条の 4 第 1 項又は第 83 条の 5 第 1 項の規定により使用者が遵守すべき基準が定められた医薬品。

2.4

生産情報公表牛肉

生産情報公表特定牛肉 (2.5) 及び生産情報公表輸入牛肉 (2.6) 。

2.5

生産情報公表特定牛肉

特定牛肉 (2.7) のうち、5.1及び箇条 6の要求事項に適合するもの。

2.6

生産情報公表輸入牛肉

特定牛肉 (2.7) 以外の牛肉のうち、5.2及び箇条 6の要求事項に適合するもの。

2.7

特定牛肉

牛の個体識別のための情報の管理及び伝達に関する特別措置法（平成 15 年法律第 72 号。以下“牛トレサ法”という。）第 2 条第 3 項に規定する特定牛肉。

2.8

外注管理

生産行程の管理の一部を外部の者に委託して行わせること。

2.9

個体識別情報

牛の個体を識別するために必要な番号等。

2.10

荷口番号

5.2 b)の規定により荷口ごとに生産情報を公表している場合における当該荷口を識別するために必要な情報。

3 牛の種別

牛の種別は、次による。

a)～d) (略)

e) a)と b)との交雑により生じた種 [この種と a)又は b)との交雑により生じた種を含む。]

f) 和牛間交雑種 a)～d)の種間の交雑により生じた種 [この種と a)～e)との交雑により生じた種を含み、e)を除く。]

g) 肉専用種 牛肉の生産を目的として飼養される牛であって親の牛が h)～j)の牛でないものの種 [a)～f)及び k)を除く。]

h)・i) (略)

j) 乳用種 その雌牛が専ら搾乳を目的として飼養される牛の種 [h)及び i)を除く。]

k) 交雑種 a)～g)と h)～j)との交雑によって生じた種 [この種と h)～j)との交雑によって生じた種を含む。]

5 (略)

6 生産の方法

6.1 生産情報公表特定牛肉

生産情報公表特定牛肉の生産の方法についての基準は、次による。

a) **生産情報の記録及び保存** 生産情報のうち、次を正確に記録し、かつ、その記録を保存していなければならない。ただし、認証生産行程管理者等が外注管理をしていない肉用子牛の生産者から家畜市場を通じて購入した肉用子牛のうち、当該生産者が給餌した飼料の名称並びに使用した動物用医薬品の薬効別分類及び名称が記録され、かつ、保存されているものにあつては、**1)**及び**2)**の生産情報を有するものとみなす。

1)～6) (略)

b) **生産情報の公表** 生産情報を、一頭ごとに事実即して公表し、いなければならない。ただし、いずれの牛から得られた牛肉であるかを識別することが困難であるときは、20 頭以内の荷口ごとに事実即して公表し、いなければならない。

注 1) 公表する方法の例として、ファクシミリで送信する方法若しくはホームページに掲載する方法又はこれらを組み合わせた方法が考えられるが、これらに限らない。

6.2 生産情報公表輸入牛肉

生産情報公表輸入牛肉の生産の方法についての基準は、次による。

a) 生産情報を一頭ごとに正確に記録するとともに、その記録を保存し、事実即して公表していなければならない。

注 1) 6.1 b)の注 1)を参照。

b) いずれの牛から得られた牛肉であるかを識別することが困難であるときは、20 頭以内の荷口ごとに事実即して公表し、いなければならない。

注 1) 6.1 b)の注 1)を参照。

7 表示

7.1 生産情報公表特定牛肉

生産情報公表特定牛肉の表示の基準は、次による。

a) **表示事項** 表示事項については、生産情報の公表の方法を表示していなければならない。ただし、生産情報が、小売業者以外の販売業者にあつては容器又は包装の見やすい箇所、送り状、納品書等に、小売業者にあつては容器若しくは包装の見やすい箇所又は牛肉に近接した掲示その他の見やすい場所に事実即して表示されている場合には、省略してよい。

注記 その他の表示事項については、食品表示基準（平成 27 年内閣府令第 10 号）の規定に従わなければならないとされている。

b) **表示の方法** 表示の方法については、次による。

1) (略)

k) 交雑種 a)～g)と h)～j)との交雑により生じた種 [この種と h)～j)との交雑により生じた種を含む。]

4 (略)

5 生産の方法

5.1 生産情報公表特定牛肉

生産情報公表特定牛肉の生産の方法についての基準は、次による。

a) **生産情報の記録及び保管** 生産情報のうち、次を正確に記録し、かつ、その記録を保管していなければならない。ただし、認証生産行程管理者又は認証外国生産行程管理者が外注管理をしていない肉用子牛の生産者から家畜市場を通じて購入した肉用子牛のうち、当該生産者が給餌した飼料の名称並びに使用した動物用医薬品の薬効別分類及び名称が記録され、かつ、保管されているものにあつては、**1)**及び**2)**の生産情報を有するものとみなす。

1)～6) (略)

b) **生産情報の公表** 生産情報を、一頭ごとに事実即して公表していなければならない。ただし、いずれの牛から得られた牛肉であるかを識別することが困難であるときは、20 頭以内の荷口ごとに事実即して公表していなければならない。

5.2 生産情報公表輸入牛肉

生産情報公表輸入牛肉の生産の方法についての基準は、次による。

a) 生産情報を一頭ごとに正確に記録するとともに、その記録を保管し、事実即して公表していること。

b) いずれの牛から得られた牛肉であるかを識別することが困難であるときは、20 頭以内の荷口ごとに事実即して公表していること。

6 表示

6.1 生産情報公表特定牛肉

生産情報公表特定牛肉の表示の基準は、次による。

a) **表示事項** 表示事項については、食品表示基準（平成 27 年内閣府令第 10 号）の規定に従うほか、生産情報の公表の方法を表示していなければならない。ただし、生産情報が、小売販売業者以外の販売業者にあつては容器若しくは包装の見やすい箇所、送り状又は納品書等に、小売販売業者にあつては容器若しくは包装の見やすい箇所又は牛肉に近接した掲示その他見やすい場所に事実即して表示されている場合には、省略することができる。

b) **表示の方法** 表示の方法については、食品表示基準の規定に従うほか、次による。

1) (略)

- 2) **生産情報の公表の方法** 生産情報の公表の方法の表示は、ファクシミリ番号、ホームページアドレス等生産情報を入手するために必要な連絡先を、小売業者以外の販売業者にあっては容器又は包装の見やすい箇所、送り状、納品書等に、小売業者にあっては容器若しくは包装の見やすい箇所又は牛肉に近接した掲示その他の見やすい場所に記載²⁾していなければならない。

注²⁾ 記載する方法の例として、文字、二次元コードが考えられるが、これらに限らない。

注記 その他の表示の方法については、食品表示基準の規定に従わなければならないとされている。

- c) **表示禁止事項** 表示禁止事項については、牛トレサ法第3条及び6.1 a)によって記録された生産情報並びに生産情報の公表の方法の内容と矛盾する用語を表示してはならない。

注記 その他の表示禁止事項については、食品表示基準の規定に従わなければならないとされている。

7.2 生産情報公表輸入牛肉

生産情報公表輸入牛肉の表示の基準は、次による。

- a) **表示事項** 表示事項については、次の事項を表示していなければならない。ただし、**3)**にあっては、生産情報が、小売業者以外の販売業者にあっては容器又は包装の見やすい箇所、送り状、納品書等に、小売業者にあっては容器若しくは包装の見やすい箇所又は牛肉に近接した掲示その他の見やすい場所に事実に即して表示されている場合には、省略してよい。

- 1) (略)

- 2) 6.2 b)の規定によって荷口ごとに生産情報を公表している場合にあっては、**1)**に代えて荷口番号

- 3) 生産情報の公表の方法

注記 その他の表示事項については、食品表示基準の規定に従わなければならないとされている。

- b) **表示の方法** 表示の方法については、次による。

- 1) (略)

- 2) **個体識別情報又は荷口番号** 個体識別情報又は荷口番号の表示は、小売業者以外の販売業者にあっては容器又は包装の見やすい箇所、送り状、納品書等に、小売業者にあっては容器若しくは包装の見やすい箇所又は牛肉に近接した掲示その他の見やすい場所に記載していなければならない。

- 3) **生産情報の公表の方法** 生産情報の公表の方法の表示は、ファクシミリ番号、ホームページアドレス等生産情報を入手するために必要な連絡先を、小売業者以外の販売業者にあっては容器又は包装の見やすい箇所、送り状、納品書等に、小売業者にあっては容器若しくは包装の見やすい箇所又は牛肉に近接した掲示その他の見やすい場所に記載²⁾していなければならない。

注²⁾ 7.1 b) 2)の注²⁾を参照。

注記 その他の表示の方法については、食品表示基準の規定に従わなければならないとされている。

- c) **表示禁止事項** 表示禁止事項については、7.2 a)に規定する事項及び6.2の規定によって公表された生産情報の内容と矛盾する用語を表示してはならない。

- 2) **生産情報の公表の方法** 生産情報の公表の方法の表示は、ファックス番号、ホームページアドレス等生産情報を入手するために必要な連絡先を、小売販売業者以外の販売業者にあっては容器若しくは包装の見やすい箇所、送り状又は納品書等に、小売販売業者にあっては容器若しくは包装の見やすい箇所又は牛肉に近接した掲示その他見やすい場所に記載しななければならない。

- c) **表示禁止事項** 表示禁止事項については、食品表示基準の規定に従うほか、牛トレサ法第3条及び5.1 a)により記録された生産情報並びに生産情報の公表の方法の内容と矛盾する用語を表示してはならない。

6.2 生産情報公表輸入牛肉

生産情報公表輸入牛肉の表示の基準は、次による。

- a) **表示事項** 表示事項については、食品表示基準の規定に従うほか、次の事項を表示していなければならない。ただし、**3)**にあっては、生産情報が、小売販売業者以外の販売業者にあっては容器若しくは包装の見やすい箇所、送り状又は納品書等に、小売販売業者にあっては容器若しくは包装の見やすい箇所又は牛肉に近接した掲示その他見やすい場所に事実に即して表示されている場合には、省略することができる。

- 1) (略)

- 2) 5.2 b)の規定により荷口ごとに生産情報を公表している場合にあっては、**1)**に代えて荷口番号

- 3) 生産情報の公表の方法

- b) **表示の方法** 表示の方法については、食品表示基準の規定に従うほか、次による。

- 1) (略)

- 2) **個体識別情報又は荷口番号** 個体識別情報又は荷口番号の表示は、小売販売業者以外の販売業者にあっては容器若しくは包装の見やすい箇所、送り状又は納品書等に、小売販売業者にあっては容器若しくは包装の見やすい箇所又は牛肉に近接した掲示その他見やすい場所に記載しななければならない。

- 3) **生産情報の公表の方法** 生産情報の公表の方法の表示は、ファックス番号、ホームページアドレス等生産情報を入手するために必要な連絡先を、小売販売業者以外の販売業者にあっては容器若しくは包装の見やすい箇所、送り状又は納品書等に、小売販売業者にあっては容器若しくは包装の見やすい箇所又は牛肉に近接した掲示その他見やすい場所に記載しななければならない。

- c) **表示禁止事項** 表示禁止事項については、食品表示基準の規定に従うほか、6.1に規定する事項及び5.2の規定により公表された生産情報の内容と矛盾する用語を表示してはならない。

注記 <u>その他の表示禁止事項については、食品表示基準の規定に従わなければならないとされている。</u>	
---	--